

訪問看護事業重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日 現在>

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 蕨訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	蕨訪問看護ステーション
所在地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
電話番号	048(434)8822
事業所番号	訪問看護事業（介護保険） 埼玉県 1161490044号 訪問看護事業（医療保険）1490044号
通常の実業の実施地域	通常の実業の実施地域は、蕨市の区域

(2) 事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名	事業所の職員の管理及び業務の運営の総括
看護師	2名以上	訪問看護サービスの提供
理学療法士又は作業療法士	1名以上	訪問看護サービスの提供
事務職員	1名	訪問看護事業に伴う事務

(3) サービス提供時間

営業日 月曜日から金曜日

営業時間 午前8時30分から午後5時

土、日、祝日、年末及び年始（12/29～1/3）は休み（緊急時は除く）

24時間連絡体制（緊急時訪問看護加算）契約の方はこの限りではありません。

2 サービスの内容

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| (1) 病状の観察 | (2) 身体の保清 | (3) 排泄の援助 |
| (4) 食事の援助 | (5) 褥創の予防と処置 | (6) リハビリテーション |
| (7) 療養及び生活指導 | (8) 介護指導 | (9) 医師の指示による処置等 |

注：訪問看護ステーションにおける理学療法士(PT)・作業療法士(OT)によるリハビリは看護業務の一環であり、PT・OTのみの訪問の場合看護師も病状把握の為、定期的に訪問させていただきます。

3 利用料金

別紙参照

注：主治医から発行される訪問看護指示書には料金が発生します。

注：利用者負担金の支払いについて

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月15日までに利用者へ請求します。利用者負担金は翌月次の方法でお支払いいただきます。

- ① 銀行口座からの口座振替 ② 現金による支払い

4 秘密保持

サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は、契約終了後並びにその担当者がその職を離れた後も同様です。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変が起こった場合や、急変が予測される場合は、家族の方に説明するとともに主治医に連絡し指示により対処いたします。

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、親族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 独居の方やご家族の希望での鍵の預かりはいたしません。

8 その他の重要事項

(1) 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとします。

(2) 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延の防止対策として、事業所内の衛生管理、訪問時等における衛生管理を行います。

(3) 虐待の防止について

虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的を開催します。また職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。

(4) 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時における、非常時の体制で早期に業務再開を図るための事業継続計画を策定します。

(5) 身体拘束等の原則禁止について

身体拘束の適正化として、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体を拘束する場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明と同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録を行います。

(6) ハラスメントの防止について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為には、「ハラスメント防止のための指針」(別紙)に基づき、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当事業所の訪問看護に関する相談や苦情等に対しては迅速かつ適切に対応いたします。

電話 048-432-6921 FAX 048-441-5405

訪問看護サービスのご利用に関するご相談

○管理者 国武 富貴子

虐待防止に関するご相談窓口

○受付担当者 西島 美砂子

○責任者 国武 富貴子

身体拘束適正化に関するご相談窓口

○受付担当者 西島 美砂子

○責任者 国武 富貴子

苦情の受付窓口

○受付担当者 西島 美砂子

○責任者 国武 富貴子

(2) 当事業所以外に、市役所の相談、苦情申立窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市役所健康福祉部健康長寿課(介護保険係)

電話 048-433-7835(直通)

048-432-3200(蕨市役所代表)

(3) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 苦情対応係

電話 048-824-2568

(4) 埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局 相談専用窓口

電話 048-822-1243

(5) 蕨市社会福祉協議会苦情解決第三者委員

○ 元行政職員 増山 富美男 電話 048-442-8543

○ 民生委員 小畑 正子 電話 048-445-9491

10 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
代表者・役職名 会長 下村 純久
所在地・電話番号 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 電話048-443-6051
指定事業種名 居宅介護支援事業 訪問介護事業 訪問看護事業

令和 年 月 日

訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

説明者 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号
社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
蕨訪問看護ステーション
管理者 国武 富貴子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

署名代筆者 住 所
氏 名 印